

静岡産業大学社会人学生選抜規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）第43条（社会人）の規定に基づき、社会人学生の選抜方法について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 社会人学生として出願できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 年齢が20歳以上の者
- (2) 有職者または家事等に従事している者
- (3) 学則第8条（入学資格）に定める入学資格を有する者

(募集定員)

第3条 社会人学生の募集定員は、各学部において定める。

(出願書類)

第4条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

- (1) 志望理由書
- (2) 履歴書
- (3) 卒業証明書
- (4) 成績証明書
- (5) その他本学が指定する書類

(選抜方法)

第5条 入学者の選抜は、出願する学部が定めた方法で行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選抜結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、社会人学生に関し必要な事項は、大学協議会の議を経て、学長が定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。